

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成29年10月定例農業委員会
 2. 召集の通知年月日 平成29年10月11日
 3. 開会の日 平成29年10月20日
 4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
 5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
 6. 委員数 8名
 7. 出席委員数及び氏名 6名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員
稲田 直樹 委員・宮本 政文 委員
吉井 繁信 委員・池田 香代子 委員
 8. 欠席委員数及び氏名 2名 谷川 英昭 委員・石川 浩 委員
 9. 通知した会議の目的たる事項
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
藤本文子 松原良子
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 3件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
森本 セツ子 森本 大貴
堺 又一 上康工業(株) (代)上村 将史
大林 守
大林 博之 京都ハウジング(株)
野田 順久
野田 弘文 (代)鈴木 一雄
貴田 信代
- 議案第3号 その他
10. 開 会 午前 9時30分
 11. 閉 会 午前10時40分

午前9時30分 開会

○蛭子会長 それでは、おはようございます。

秋の長雨がぐずぐずと続きまして、その上、台風も秋台風が来そうな状況で、我々のところもまだ稲刈りが残ってんですけども、ほとんどの方はもう終わったと思いますが、非常にこんな雨が降るのも久しぶりというか、私らも初めて経験するような稲刈りのときの雨なんですけれども、農業委員会のほうも本日全員出席ということで。ああ、ごめんなさい。谷川英昭さんと石川委員さんが欠席ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、きょうの議事録署名人は池田香代子さんと大坂さん、よろしくお願ひします。

それでは、早速ですけれども第1号議案から始めてまいりたいと思います。

それでは、事務局のほう。

○事務局 それでは、済いません。第1号議案ということで、農地法第3条第1項の規定による許可ということで、町の許可分になりますけれども、1ページ目をあけていただきますと、受け付け日が29年10月4日で、字沼の池●●●番地、それから●●●番地●で、現況田でございます。849、112。それから、大字東分十楽寺●●●番●、●●番●、●●番●、それから●●番●で、●●及び●●、●●が畑、●●が田んぼということですけども、現況は畑ということになっております。面積が526、それから39、76、1、218。それから、板橋東で●●●番地●、それから●●●番地、●●●番地●、それから●●●番、それから●●●番●、台帳田、現況も田ということで、面積のほうは1、080、それから426、66、495、217ということで、譲り人のほうが宇多津町大字東分●●番●、●●●●様、●●●様というんかな。それから、譲り受け人のほうが丸亀市田村町●●●番地●ということで、●●●●さんで、所有権の移転ということで、これはお互い親戚になるということで、●●●●さんのほうがもう農業をしないということで、親戚に当たる●●さんのほうに譲渡するということでございます。

第1号議案に関してはそのような、それとあと精農審査によって丸亀のほうでの●●●●さんの農地に関しては1、745平米持っておりまして、農業経営権が60年以上と。農舎に関してはトラクター所有が2台、コンバインが1台、耕運機が2台、それから田植え機、トラック、農舎ということで、主要な利用状況作物ですけども、米、野菜、果樹、それから取得する原因としては経営規模の拡大ということで、主に米と野菜をつくるということになっております。

第1号議案に関しては以上でございます。

○蛭子会長 それでは、今事務のほうから……。ああ、トータルはこれ何ぼあるん、藤本さんのほうは。

○事務局 それちょっと、済いません、トータルで田のほうが3, 245、畑のほうは1, 859。うちの第3条での農地の分の30アールは超えておりますので、許可の基準としては上回っておりません。

○蛭子会長 これ、吉井さん、●●●さんの嫁さんでしょう。

○事務局 そうです。

○蛭子会長 ああ。

何か。

○吉井委員 ●●さんのところの電話はわかるん。

○事務局 ●●さんですか。

○吉井委員 ちょっと聞いとったら。

○事務局 20-0000。

一応、●●●●さんと●●●●さんが申請人ではあるんですけども。

○吉井委員 ●●さんのご主人。

○事務局 違う、●●さん。ちょっとこっちは書いてないんで、実質は高松に住所があるもので、議案書の中には入れてません。譲り受け人のところは良子さんという形で取り扱いをさせていただきます。高松で帰ってきて田んぼをされよろしくて。

○蛭子会長 トラクターが2台もあるん。

○事務局 げな。丸亀の精農審査によると、トラクター2台ということでございます。

○蛭子会長 御意見ありましたら。

第3条申請。そしたら、議案どおりで承認ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、第2号議案のほうお願いします。

○事務局 第2号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請ということで、県知事許可になりますけども、2枚目をあけていただきますと、第1番、平成29年10月3日受け付けの申請地が宇大門●●●●番●、それから●●●●番の●ということで、地目ですけども台帳のほうも畑、現況も畑ということで、75平米と14平米、譲り渡し人のほうが宇多津町●●●●番地●で●●●●●様、譲り受け人のほうが宇多津町●●●●番地●

の●●●●様、所有権移転ということで、これに関しましては●●●●さんのほうが●●●●さんからいいますと●●●●さんになります。ほんで、状況的にはもう違法転用において駐車場確保をしておったらしくて、それは●●●●さんの時代にやられとるということで、てんまつ書もついております。それで、今回もうお年がお年なので●●●●さんにとということで、第5条でそこに家を建てておりますので、それをそのまま渡すということになっております。

ほかこれに追隨して3枚目を見ていただいたら、場所的には●●●●のところの上がり口、そのもう一枚後ろへいくと拡大した図面がございます。この部分で、色は水色の部分ですけども、これは建物も全部建っておるという状態でございます、森本実さんのところの裏に、ちょっと消えておるんですけども●●●●さんの家があると。それを表に。

○宮本委員 これ潰しとるん。

○事務局 いや、潰さんよ。

○蛭子会長 もう既にここに住んどんか。

○事務局 いうか、建物を建てとるみたい。

○蛭子会長 御意見。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、第2号議案の1につきましては議案どおり。

○事務局 はい。

続きまして2番目が、平成29年10月5日受け付けの所在地については字十楽寺●●●●番地●●●●ということで、田、それから現況も田ということで、面積が746平米、東京都豊島区●●●●●……。これちょっと済いません、途中で住所が変わりまして、●●●●までは合っておるんですけども、その後ろの番地のほうが●●●●番地一●●●●ということで、修正をお願いします。●●●●様、譲り受け人のほうが丸亀市田村町●●●●番地●●●●●●●●、代表●●●●さんでございます。これは所有権移転ということで、その次のところをあげていただきますと、位置図、3枚目ですかね、済いません。位置図で、それを拡大したものです。●●●●の西側手になります。それで、家も合わせて370.03平米が家になるんですけども、そちらのほうを合わせて利用すると。資材置き場でございます、実質は●●●●●●●●さんの宿舎、家のほうは宿舎で使って、横の農地に関しては資材置き場ということで転用、ほんでもう家のほうはもともと転用がかかっておりますので、今回農地のほうの資材置き場ということで用途が上がっております。露天の駐車場と資材置き場とい

うことになっております。もともとは●●のほうで事務所を構えておったんですけども、事業が順調に拡大しており、別途資材置き場が必要となったためということで、転用申請の理由が来ております。

以上でございます。

○宮本委員 業種はどんな業種なんですか。

○事務局 塗装 塗装屋さんって聞いておるんですけど。

○大坂委員 案外、道狭いんやけどの。県営住宅から入って行ってこっちへ入って。こっちの田んぼに入るんやったら、まだ。

○事務局 自分ところの地上げするところは一応上げて、斜めになってるじゃないですか。上げて、ここは広げるという話にはなっておると、入り口部分もまあまあ広がってはおるんですけども、聞いとる話によりますと、行く行くそこまで行く道筋というのは買収して、町に寄附をいただいて拡張するようなお話もちらっとは出てます。今は、ほんだけん現状的には県住のほうからちとこまは出入りかなと。今2メートルぐらいしかないと思います。だけん、ダンプやあんなんというたら、ちょっと入りづらいのは入りづらいと思うんで。

○蛭子会長 坂をちょっとおりていくところやろな。●●のところから入ると違うん。

○事務局 今は●●ぐらいしかちょっと入れないんで。入って一間に今、蛭子さんがそこで黒米しておる部分までは床版かけて、実質拡大しておりますところの●●●のところに倉庫があると思うんです。倉庫から田んぼ1枚目、2枚目ぐらいまでは水路を据えて、床版がかかってちょっと道は広くなっておると思います。

○蛭子会長 2枚かかっとなる。

○事務局 はい。そやきん、今現状は多分今回造成する前後でそういう形で段取りはしてくると。基本的には出入りはそこの、今言うた●●●の裏の筋から入るということでは申請は出てきておると思います。

○事務局 ●●●の裏、2メートルのほうから。それはちょっとまだわからんです。

○事務局 いやいや、今の農転の計画はそっちからの出入りということで。計画書では。基本的には、もう。

○事務局 そういう計画になってますんで、構わんのと違いますか。

○蛭子会長 これは民家と違うけん、構わんの。4メートルのところ、消防法とかそんなん、資材置き場やけん別に構わんの。

○事務局 ひっかからんし、関係ないし。

○蛭子会長 民家とかそんなんやったら、ちょっといかんけど。

○事務局 これは資材置き場なので、支障はない。建物だったら、ほんでそこは基本的には町道ということで認定もしてますし、2メートルであってでも、建物を建てるんだったら2メートルであればセットバックの話がございませうけれども、これに関しては建物は一切建てないんで。途中、ちょっとこまは多分県の住宅課とは話をするようにというお話はしてます。2トンとかあんなんは。

○宮本委員 車の出入りできる道が、今のところここしかないということ。

○吉井委員 宿舎にするということは建てるの。

○事務局 いや、宿舎というんはもともとの堺さんの家。家はあります。

○宮本委員 リフォームか何かして、再利用して。

○事務局 そうです。もともとの分はそこで、建物はもう建っておりますので、それをリフォームか何かして再利用して宿舎にして、今回言いよところの田んぼに関しては、その分とは別に資材置き場とか駐車場にするということになっております。

○宮本委員 何か近隣トラブルさえなければ、それならそれでいいと思うんですけどね。何かちょっとひっかかりそうな気がするけど、わかりません。

○事務局 一応は、今まで皆さんにもお話ししておるとおり、隣接同意に関しては全てとっております。その上で確約書もいただいて、問題が起きた場合は自分ところで処理するということになっておりますので。

○蛭子会長 ということで、御意見、ほかに。

よろしゅうございますか、そしたら。意見がなかったら。

○事務局 一応、これ水利に関しては●●の係になりますんで。土地改良もございません。香川用水もございませんので、一応●●のほうの代表者にも判はいただいております。

○蛭子会長 それでいいですか。そしたら、議案どおりで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、議案審議の3番目。

○事務局 それでは、所在地、大字東分字三本松ということで、●●●●番地●、●●●●番地●、●●●●番地●、●●●●番、●●●●番、●●●●番、●●●●番、それから●●●●番、それから●●●●番、それから●●●●番、それから●●●●番。台帳上も田、現況

○事務局 一部は、多分●●●●さんの際から奥へ農道が入っておるんですけども、その部分は用途不用ということで、用途廃止をかけるようなことで、今段取りをしておると聞いております。

○宮本委員 そしたら、用途廃止もし、財務局へ。

○事務局 財務局じゃなくて、うちのほうに移管されておりますんで、町のほうの総務課で払い下げ。

○宮本委員 じゃあ、そういう形。

○事務局 はい。になります。

ほんで、今聞いておるのは、多分●●●●さんのところまでは農道は残すと。それから奥に関しては今回の計画の中に組み込むという、道路とか宅地の中に入るということなので、段取りされてます。

○宮本委員 その農道がなくなっても、周辺の農地の所有者に対して迷惑をかけないと。

○事務局 範囲で。

○宮本委員 払い下げるといって行うということで、総務課がするんやな。

○事務局 そうです。

○宮本委員 当然、同意はとられると思いますんで。

結構、たしかあったと思うんですけど。

○事務局 ここの色がついとるところが農道の水路です。だきん、ここも用途廃止、ここも用途廃止、ここも用途廃止。今回ここから出入りします。黄色い部分は、全部用途廃止の部分に色づけをさせていただいております。

○宮本委員 それともう一つ、これ私の担当地区にはなるんですけども、これ当然町が立ち会いに行かれたと思うんですけども、これ例えば私に関しての、こういう議案になって何日に立ち会いするかという話は来ないんですか。

○事務局 基本的にはうちは水利組合にお話をしておりますので、場合によっては水利のほうから話がある場合もありますし、うちからこうこうというお話はしてないです、今までは。

○宮本委員 だから、ルートとしては地域整備課から地区、私はこの津の郷地区の農業委員をやってますので、こうこうだという話がいくことはありませんということですね。わかりました。

○事務局 それで、非農地とかというと、何人かに、農業委員さん2人ぐらいに見ていた

だいて、ここを非農地にするかどうかということでお話を持って行って、それはうちから連絡をします。

○宮本委員 わかりました。

○蛭子会長 ほかには何か。

今の議案2の3ですが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 ほんなら、議案第2号の3、議案どおりということで構いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでいいなら、その他で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 閉めるわ。

ほかになければ、きょうの農業委員会はこれで閉じさせていただきます。

どうも皆さんありがとうございました。

午前10時40分 閉会